

学長選考会議に関する継続検討項目

項 目	推進会議で出された意見	専門部会検討結果 (従前の検討結果に同じ。)
定数	<p>〔 経営審議会の委員の定数，構成， 学外者の参画等と関連することか ら継続して検討 〕</p>	<p>(経営審議会及び教育研究審議会か ら選出された者) 各 3 人</p>
学外者の参 画の有無と その人数	<p>〔 経営審議会の委員の定数，構成， 学外者の参画等と関連することか ら継続して検討 〕</p> <p>学外者が委員の半数を超えることがあ るか。大学側で学長としたい人が学長に 選任されなくなる懸念がある。</p>	<p>委員には学外者が含まれるよ うにしなければならない。</p>

学長選考機関

1 制度の概要

- ・学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき設立団体の長が行う。
- ・法人の申出は、選考機関の選考に基づき行う。
- ・選考機関は、経営審議機関の構成員から当該機関において選出された者、教育研究審議機関の構成員から当該機関において選出された者で構成する。

地方独立行政法人法

§ 71

§ 71

§ 71

<地方独立行政法人法>

第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長となる理事長」という。)の任命は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第5項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第5項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。)の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で2以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第77条第1項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第3項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

- | | | |
|-------------|--|---------------------------------|
| 2 国立大学法人の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・学長の任命は，法人の申出に基づき文部科学大臣が行う。 ・法人の申出は，学長選考会議の選考に基づき行う。 ・学長選考会議は，経営協議会において選出された者，教育研究評議会において選出された者，各同数で構成する。 ・学長選考会議は，委員総数の3分の1を超えない範囲で，学長又は理事を委員に加えることができる。 | 国立大学法人法
§ 12
§ 12
§ 12 |
|-------------|--|---------------------------------|

- | | | |
|----------------|--|-----------------------|
| 3 宮城大学の法人化基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・学長を選考する機関として，「学長選考会議（仮称）」を置く。 ・学長選考会議（仮称）は，経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）から選出された者各々同数で構成することを基本とし，その人数や選考方法等については，検討を行う。 ・学長の任命（解任）は，学長選考会議（仮称）の選考（申出）に基づき行うものとするが，具体的な選考等の方法については，検討を行う。 | 基本方針
第2, 1(9)
- |
|----------------|--|-----------------------|

4 先行法人の状況

(1) 学長選考機関の構成及び定数

区 分	定 数	法人数
経営審議機関，教育研究審議機関から各同数	各3人 計 6人	25法人
	各4人 計 8人	4法人
	各5人 計 10人	2法人
その他(経営審議機関から3人，教育研究審議機関から2人)	計 5人	1法人

(2) 学外者の参画

区 分	定 数	内 訳	
学外者の参画を定款に規定	18法人	総数の1/2以上	2法人
		各1人以上	5法人
		その他	3法人
		人数の規定なし	8法人
学外者の参画を定款に規定せず	14法人		